

高知県きのこ生産資材高騰緊急対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県きのこ生産資材高騰緊急対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、豊富な森林資源の利活用により、きのこ生産体制の維持・確保を図りつつ、燃油や資材価格の影響を受けにくい経営構造に向けた体質強化を促進することを目的として、燃油・資材の森林由来資源への転換等対策補助金交付等要綱（令和6年12月17日付け6林政経第258号農林水産事務次官依命通知）、きのこの生産資材導入支援実施要領（令和4年12月23日付け4林政経第827号-1林野庁長官通知）に基づき、別表第1に掲げる事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）が実施する事業について、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、事業実施主体が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助対象経費、補助率等)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費及び補助単価等については、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

- 第4条 規則第3条第1項及び第2項の補助金等交付申請書及び関係書類の様式は、別記第1号様式による補助金交付申請書によるものとし、事業実施主体は、所管の林業事務所長（嶺北地域にあっては、嶺北林業振興事務所長。以下「所長」という。）に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による補助金の交付の申請に当たっては、納期限の到来した県税について滞納のないことを証明するもの（県税事務所で発行する全税目の納税証明書）及び県に対する税外未収金債務の滞納がないことの誓約書等を添えて提出しなければならない。ただし、県税の納税義務がない者にあっては、その旨の申立書を添えて提出するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、県税完納情報の提供に係る同意書及び本人確認書類の写しを提出する場合は、納税証明書の添付を省略することができる。

(補助の条件)

- 第5条 補助金の交付の目的を達成するため、事業実施主体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 補助金に係る規則、この要綱等の規定に従わなければならないこと。
 - (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
 - (3) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
 - (4) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。

- (5) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
 - (6) 補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
 - (7) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。
 - (8) 事業実施主体が補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手の取扱いに準じて行わなければならないこと。
 - (9) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を事業実施主体としないこと、契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- 2 知事は、事業実施主体が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付された条件若しくは規則、この要綱等の規定若しくはこれらに基づく知事の処分に違反したとき又は事業実施主体が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の額の確定があった後においても取り消すことができる。

（補助事業の変更等）

- 第6条 事業実施主体は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、変更承認を受けようとするときは、別記第2号様式による補助金計画変更承認申請書を所長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による変更承認を必要とする事項は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- (1) 補助事業の事業実施主体の変更
 - (2) 実施事業の中止又は廃止、完了日の変更
 - (3) 補助事業の内容の重要な部分に関する変更

（実績報告等）

- 第7条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第3号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに所長に提出しなければならない。
- 2 事業実施主体は、第5条第1項第6号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、前項の補助事業等実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 事業実施主体は、第5条第1項第6号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第1項の補助事業等実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに別記第4号様式による報告書により所長を経由して、知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。

（補助金の返還）

第8条 補助金の交付を受けた事業実施主体が、別に定める基準により、補助金の交付要件を満たさないことが判明した場合には、期限を定めて当該補助金の返還を求めるものとする。

(グリーン購入)

第9条 事業実施主体は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第10条 補助事業又は事業実施主体に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年3月24日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第1項第2号から第6号まで及び同条第2項、第7条第3項、第8条並びに第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和6年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月14日から施行する。

別表第1（第2条、第3条関係）

事業区分	事業実施主体 注1	補助対象経費	補助単価					補助 上限額
きのこの生産資材導入	市町村、森林組合、森林組合連合会、生産森林組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び民間事業者 注2	菌床、種菌、培地基材（おが粉、コーンコブミール等）、栄養体（米ぬか、小麦ふすま等）、薬剤、栽培袋、栽培ビンその他きのこ生産に不可欠な資材	形生産	品目	定額 支援 単価	補助単価 注3		1 事業実施者当たり500万円
						区分Ⅰ	区分Ⅱ	
			菌床栽培	しいたけ （製造 注4）	24.0円/kg	12.0円/kg	16.8円/kg	
				しいたけ （購入 注5）	49.0円/kg	24.5円/kg	34.3円/kg	
				あらげきくらげ （購入 注5）	51.0円/kg	25.5円/kg	35.7円/kg	
			瓶栽培	えのきたけ	9.0円/kg	4.5円/kg	6.3円/kg	
				ぶなしめじ	47.0円/kg	23.5円/kg	32.9円/kg	

（注）1 事業実施主体は、自らきのこ生産を行っており、きのこの販売収入が事業収入の過半を占める者（以下「取組実施者」という。）又は取組実施者を取りまとめる者（以下「取りまとめ者」という。）に限る。

2 事業実施主体のうち、「民間事業者」は中小企業基本法第2条第1項第1号に該当する者に限る。

3 きのこの生産に係る経営費のうち電気代が15%以下の取組実施者については区分Ⅰ、15%を超える取組実施者は区分Ⅱの補助単価を適用する。

4 「製造」とは、事業実施主体が自ら菌床を製造し、きのこを生産している場合をいう。

5 「購入」とは、事業実施主体が培養済みの菌床を購入し、きのこを生産している場合をいう。

別表第2（第2条、第5条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。